

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 辻本君から平成27年2月23日付をもって議案3件が、議員森下君ほか4人から平成27年3月2日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番 森下君、10番 坂口君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 議案第28号 橋本創生総合戦略 審議会条例について

○議長（石橋英和君）日程第2 議案第28号 橋本創生総合戦略審議会条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます

す。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託された議案第28号 橋本創生総合戦略審議会条例について を審査するため、3月11日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第28号は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、市の地方人口ビジョン及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年度に策定するにあたり、市民をはじめ関係者からの意見を広く反映させるため、市長の附属機関として新たに審議会を設置するための条例である。

委員から、審議会における審議の内容、委員の人選及び任期の設定、会議を非公開とする具体的想定について ただしがあり、審議の内容については、人口ビジョンに基づき目標・施策を総合戦略として取りまとめ、市から原案を審議会に諮り、意見をいただき答申を取りまとめる。委員の人選について、現時点では、大学教授、地元高等学校の校長をはじめ商工会議所、商工会、JA、紀陽銀行、区長連合会、女性会議、青少年団体連絡協議会、母子保健推進員、橋本おやこNPOの各代表、伊都振興局長、副市長、教育長等を想定している。委員の任期は、次期総合計画の策定期間を踏まえ3年としている。会議において、個人情報等特定の情報を扱う場合に非公開とすることを想定している との答弁がありました。

策定業務のコンサルティング業者への委託

とその策定期間について ただしがあり、人口動態の要因、アンケート等の各種調査結果の集計及び分析業務を委託することとしている。また、10月までに策定することについては、これにより、地方創生先行型交付金における上乗せ交付の対象となる可能性があること、及び本格的な交付金事業に係る平成28年度当初予算編成作業に間に合わせるためであるとの答弁がありました。

新しい分野・発想のもとでの施策立案が大切であり、若者世代や女性の参加が必要であると考えがいかがかとのただしがあり、若者や女性の視点で考えるということは非常に重要であると認識しており、審議会を組織する段階における若い世代からの委員登用、またその後のワークショップ、市民会議、アンケート調査及び市行政各部からの聞き取りの中で、幅広い世代から意見を取り込み、施策のつくり込みをしていきたいとの答弁がありました。

以上です。議員皆さまのご賛同、よろしくお願いたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本創生総合戦略審議会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第29号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について から、日程第8 議案第49号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について までの6件

○議長（石橋英和君）日程第3 議案第29号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について から、日程第8 議案第49号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について までの6件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生委員会の報告をさせていただきます。

去る3月5日の本会議において、本委員会に付託された議案第29号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について、議案第30号 橋本市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第31号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について、議案第34号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について、議案第35号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第49号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を審査するため、3

月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第29号、第30号及び第31号は、子ども・子育て支援新制度が始まることに伴い、国からの給付額や徴収すべき保育料の負担基準額が改定されることから、就学前児童の教育・保育に係る利用者負担額等を一本化した条例を新たに制定するものと、これに伴い、二つの現行条例について関係規定の改正を行うものである。

委員から、市内の私立幼稚園3園は、新制度へ移行しないのかとのただしがあり、平成27年度において新制度へ移行しない理由については、どのようなメリットがあるかについて、しばらく状況を見たいということ、子ども園化するための施設整備を今後1年かけて行うということがある。なお、三石台幼稚園、城山台幼稚園及びバンビーノ保育園については28年度から認定子ども園化し、新制度へ移行すると聞いているが、ムーミン谷子ども園については、認定子ども園化する方針は聞いているが、現時点では詳細は不明な状況であるとの答弁がありました。

議案第34号は、第3次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令に定められていた地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について、市条例で定めるものとされたことにより、厚生労働省令に規定されている従うべき基準及び参酌すべき基準どおりに新たに条例を制定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第35号は、議案第34号同様、これまで厚生労働省令に定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、市条例で定めるものとされたことにより、書類の保存期間を5年と規定したこと等を除き、厚生労働省令に規定されている従うべき基準及び参酌すべき基準どおりに新たに条例を制定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第49号は、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴う介護保険料率等の見直し、保険料督促手数料及び延滞金の端数等の処理について改正するとともに、新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に関する経過措置を規定するものである。

委員から、保険料の引き上げ、引き下げそれぞれの対象者数はとのただしがあり、今回の条例改正では全員が引き上げられることになるが、今後予定されている政令公布に伴い本条例を改正することにより、第1段階約4,000人が引き下げられることになるとの答弁がありました。

団塊世代が75歳以上となる2025年には、保険料はどの程度になるかとのただしがあり、月額8,652円と推計しているとの答弁がありました。

高齢化が進み、認知症あるいは視力低下により、保険料改訂通知だけでなくさまざまな文書が届いても理解できない、読めないといった人が多くなるが、市はどう対応するのかとのただしがあり、理解できないという方の多くは介護保険給付を受けている人ということになると思うが、その場合、介護保険制度上、介護する方がそれらの説明を担うということになると思う。文書、広報はわかりやすい表現に努めるべきであると考えており、納付書等の文字の大きさなど、改善できると

ころは必要に応じて対応する必要がある。電算処理のクラウド化により様式等については標準化しているところであり、全体的な取り組みの中で方法を考えていきたいとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会の報告とさせていただきます。各議員のご賛同をよろしく願います。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号から議案第31号までの3件について一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例について から、議案第31号 橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について までの3件を一括して採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市地域包括支

援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第35号 橋本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 高本君。

〔3番（高本勝次君）登壇〕

○3番（高本勝次君）そしたら、討論いたします。議案49号、私はこれに反対する立場で討論させていただきたいと思います。

言いますのは、昨年、介護保険制度が変わりまして、それで、サービスの切り捨てとどうか、内容が介護サービスの切り捨てになっている、政府のそういった方針が決めたわけで、その立場で今回この件で反対させていただきたいと思います。

内容は、今回、基準月額が618円上がるとい

うことなんですけども、結局のところ、昨年4月に消費税8%、その次、また10%に消費税が上がるということで、さらに所得の少ない人を中心にやっぱり負担が大きくなるということで、一つ申し上げますと、政府は介護保険については、いずれは介護要支援1と2、要支援のほうをいずれは各市町村に、今年度は、基本的には4月から新年度なんですけども、要支援の制度が2年間猶予されて実施されるわけなんですけども、その中で、やっぱりいずれは要支援をなくしていく方向になっているので、結局、それが全部市町村、各自治体にしわ寄せが来るということで、政府が言う方針の中で申し上げますと、今、比較的軽い要支援、今現在、要支援と言われる比較的軽い人たちが、要介護の人たちを介護する。そうすることによって、徐々に要支援の人たちがなくなる。要介護だけにしてしまう。その要介護も徐々に、現在のような認定の程度に評価することではなくて、軽く見ていくような方向に持っていこうとしているわけですね。

やり方は幾つかあるんですけども、例えて言いますと、要介護の人でも掃除をするときには掃除機を使わずにモップを使う、体を動かすために。かがむことができるようにするとか、そういった課題を与えるわけですね。そういうふうに書いているんです、政府の方針は。課題を与えて、それが実践できたら、この方は徐々に介護の程度が軽くなってくると。そうすると、介護の認定を下げっていく。

そういう方向に持っていこうとするのが、あからさまに書いていますので、結局のところ、政府のほうはそういう要介護、要支援の政府からの補助を減らしていく、政府からの支出を減らしていくために、今そういう評価をしようとしているわけなんですけども、これが実際に出ている額で言いますと、2025年度で800億円削ることができると思っています。

2030年度には1,500億円、2035年度には2,600億円の大幅減額になると。それだけ支出が減るということね。政府の側から減るということ。これは昨年6月5日の参議院の厚生労働委員会でそういうふうに答弁されています。だから、減らすのが目的なんです。そういうことによって、結局、徐々に介護に係る費用を減らしていこうというのが政府の狙いで、そのことが結局、介護サービスの切り捨てにつながっていくということになるんです。

だから、基本的にそういう方向に政府が持っていこうとしていますので、だから、その中で現状こういう形で介護保険が上がっていくということは、先ほど言いましたように消費税も上がっていくことだから、かなり負担が増えてくる。結局、自己負担が増えることにつながってくるわけなんですよね。だから、今やっぱりここで、政府のそういうふうに持っていこうとしていることについて改めて見ていかなかったら、今後の介護制度、自分たち自身の自治体でも困難になってくるかと私は思いますので、こういった形での今回の内容については反対させていただきたいと思いますので、政府のそういうような方向についての、持っていこうとすることによって危惧するので、反対の立場を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号 橋本市介護保険条

例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石橋英和君) 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。